

## 審査基準（評価要領）

### 1 審査委員会

- ・ 名称：新たな地域医療構想の策定支援に係るデータ収集・分析及び資料作成等業務委託プロポーザル審査委員会
- ・ 構成：5名以内（保健医療福祉課長ほか関係課職員等。必要に応じ外部有識者を加えることができる。）

### 2 審査の方法

- ・ 各審査委員が、提出書類の内容により、評価項目1から8までについて5段階（5：非常に優れている／4：優れている／3：標準的／2：劣る／1：非常に劣る）で評価し、これに項目ごとの係数（配点を5で除した数）を乗じて得点化する。1人の審査委員が付ける評価項目1から8までの得点は、90点満点となる。プレゼンテーションは実施しない。
- ・ 評価項目1から8までは、全審査委員の得点の平均点（小数点第1位を切り捨てる。）とする。これに評価項目9（提案価格。下表の算式により算出する審査委員共通の点数。10点満点）を加えたものを総合得点（100点満点）とし、総合得点の最も高い者を最優秀提案者として選定する。同点の場合は合議による。
- ・ 最低基準点：総合得点が100点満点の6割（60点）に満たない場合は、参加者が1者であっても選定しない。

### 3 審査項目及び配点（100点満点）

| 評価項目           | 評価の視点                                                                          | 配点 |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 業務の理解・分析の的確性 | 業務の趣旨（2040年目標・新たな制度の枠組み）を理解し、論理的で説得力のあるデータ収集・分析・資料作成の提案となっているか（5点×係数2）（提案項目①②） | 10 |
| 2 地域の実情への対応    | 離島（熊毛・奄美）、県境（熊本県・宮崎県との関係）など、9構想区域・8調整会議の実情に即した分析・支援が期待できるか（5点×係数3）（提案項目④）      | 15 |
| 3 独自提案（創意工     | 仕様書の標準的な内容に加え、様式・分析・調査等                                                        | 15 |

|                 |                                                                                                                                                                               |     |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 夫)              | の工夫など、協議の質・スピード・分かりやすさを高める独自提案が適切に組み込まれているか（5点×係数3）（提案項目③⑤）                                                                                                                   |     |
| 4 ガイドライン適合・品質管理 | 国のガイドライン・とりまとめに沿った内容か。数値・出典の検証体制、記載ルールの遵守、再現可能な納品など品質管理が具体的か（5点×係数2）（提案項目⑥）                                                                                                   | 10  |
| 5 実施体制          | 必要な知識・経験を有する人材が十分に配置され、県との連携体制・個人情報保護体制が適切か（5点×係数2）（提案項目⑦）                                                                                                                    | 10  |
| 6 スケジュール        | 契約後直ちに着手し、第2回会議（令和8年10月頃）・第3回会議（令和9年3月頃）に確実に対応できる実行可能な工程か。特に、仕様書第7の3の特例工程に対応できる立上げ期の人員配置が具体的に示されているか（5点×係数2）（提案項目①）                                                           | 10  |
| 7 業務実績          | 同種・類似業務（都道府県等の地域医療構想・医療計画・医療提供体制のデータ分析等）の実績を有し、優れた遂行能力が期待できるか（5点×係数2）（様式5）                                                                                                    | 10  |
| 8 継続性（2か年の視点）   | 令和9年度分（第4回から第7回までの会議、素案の取りまとめ、県議会説明用の概要版及びパブリックコメント用資料の作成、第8回会議資料の作成等。令和9年度に委託により実施する予定。予算の成立を条件とし、実施方法及び契約の相手方は県が別途決定）を見据えた2か年の全体像が示され、体制・データ・手法の継続性が確保されているか（5点×係数2）（提案項目⑨） | 10  |
| 9 提案価格          | 10点×{1－（提案価格（税込）÷委託費用の限度額）}。小数点第1を切り捨てる。限度額を超える提案価格は失格。（様式4）                                                                                                                  | 10  |
| 合計              |                                                                                                                                                                               | 100 |

## 4 減点・失格

---

- ・ 減点：様式 5（団体等概要及び業務実績）において「過去 2 年間における個人情報漏えい等の事故の有無」を「有」と記載した者は、総合得点から 5 点を減点する（審査委員共通）。ただし、事故の概要及び再発防止のために講じた措置の記載から、再発の防止が図られていると認められる場合は、減点しないことができる。
- ・ 失格：①提案価格が限度額を超える場合、②参加資格を満たさないことが判明した場合、③虚偽の記載（存在しない実績・データの引用、個人情報の漏えい等の事故の有無に係る虚偽の記載を含む。）が判明した場合、④審査委員への事前の働きかけを行った場合。